

令和 6 年度研究結果の概要

研究代表者 森 晃爾

公益社団法人全国労働衛生団体連合会

労働衛生サービス機能評価委員会 委員長

【研究課題名（課題番号）】

有害業務に係る特殊健康診断の諸課題に対する実態把握と課題解決のための調査研究
(230601)

【研究実施期間】

令和 6 年度（3 年間の 2 年目）

【研究の目的】

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、事業者は、その労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置や整備等の措置を講じることが必要となることから、異常の所見の有無に関する判断基準は非常に重要なものである。

有害物質へのばく露の程度に関する情報の収集、健康障害リスクの未然発見や有害作業因子による健康障害の早期発見と対象などを目的とする「特殊健康診断」の結果の判定については、「昭和 46 年度労働省労働衛生試験研究」により、「管理 A」、「管理 B」、「管理 C」、「管理 R」、「管理 T」という 5 つの管理区分とその場合の事後措置が示されており、現在も多く労働衛生機関がこれを参考にしている。

しかしながら、例えば、「管理 B」の症状区分は「管理 C」には該当しないが、当該因子によるかまたは当該因子による疑いのある異常が認められる場合、「管理 C」の症状区分は「当該因子によって疾病にかかっている場合」等となっているなど、判定の際に参考にすることが難しい表現となっている。特殊健康診断の健診項目には、有害要因のばく露以外の要因で基準値外となる項目も多いことから、特殊健康診断の判定は、ばく露の可能性と自他覚所見を組み合わせる必要があるが、各管理区分に至る手順および基準が明確にされていない。

そのため、日本の特殊健康診断の多くを担う全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」）の実施する労働衛生サービス機能評価事業での調査においても、異常の所見判定が労働衛生機関により、まちまちであることが指摘されている。

また、令和 4 年 5 月に行われた労働安全衛生規則等の省令改正により、今後は化学物質を製造し又は取り扱う事業者は自律的管理を求められることとなるが、特に、リスクアセ

スメントの結果に基づき健康診断を行った場合に、事業者、とりわけ中小零細事業者にとって、その結果をどのように評価し、対応するかが難しい課題となることが予想され、有所見判定を行う産業医や労働衛生機関が健康診断結果を適切に評価し、事業者に対して助言・指導を行なうことができるよう、判定の考え方の整理が急務である。

本研究は、産業医、労働衛生機関等特殊健康診断の判定に携わる者の考え方を整理するため、「特殊健康診断判定に関するマニュアル（仮称）」を作成し、判定に関する考え方の統一を図ることを目的とする。

【研究の成果】

2年目に当たる令和6年度は、1年目に行った文献調査及び労働衛生機関における実態調査をもとに、化学物質に係る健康診断結果判定を労働衛生機関が事業者から受託して判定を行うまでのプロセスとして捉えて整理するとともに、最終的な管理区分の決定に至る過程で医師が必要と判断した場合に実施する健診項目の考え方を含み、「特殊健康診断における適正な情報収集と判定に関するマニュアル」（原案）の作成を行った。また、化学物質の健康影響モニタリングにおける標的健康影響及びその検査項目に関する国内外の情報の整理を行った。さらに、同マニュアルの運用可能性の向上を検討するために、アジア諸国の特殊健診における情報収集及び判定の実情を調査するため、タイ及び韓国の労働衛生機関を訪問して調査を行った。

【考察】

特殊健康診断においては、有害要因に関わる自他覚症状や検査所見に加えて、ばく露に関する情報と当該要因の標的臓器・標的影響の情報とを照らし合わせて、結果の判定が行われる必要がある。また、必要に応じてより詳細な情報を収集し、ばく露による健康影響の恐れがある場合には、適切な事後措置に結び付けなければならない。

特殊健康診断の多くが事業者から労働衛生機関に委託されているが、判定に不可欠なばく露に関する情報が労働衛生機関に適切に提供されておらず、労働衛生機関ごとにその収集及び判定による利用の方針に差異が認められた。その結果、ばく露に関する情報が少ないほど有所見率が高くなることが想定された。労働衛生機関に委託した事業者は、委託先の方針を契約段階から意識して、委託先から提供された判定をもとに、必要に応じて追加情報を収集して、事後措置に結び付ける必要がある。一方、適切な判定に必要な当該要因の標的臓器・標的影響の情報に関して、国内法令文書における記述が十分ではないことが明らかになった。これらを整理し、「特殊健康診断における適正な情報収集と判定に関するマニュアル」及びその添付資料として活用できることを目指す。

【今後の展望】

3年目である令和7年度は、追加情報の収集と整理を通して、「特殊健康診断における適

「正しい情報収集と判定に関するマニュアル」を完成させるとともに、円滑な特殊健康診断の実施・判定のあり方についても、必要な提言を行う予定である。